

手術支援ロボット一式

# 入札説明書

高知県・高知市病院企業団

手術支援ロボット一式の購入の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 購入物品等

- (1) 購入物品の名称 手術支援ロボット一式
- (2) 購入物品の仕様 別紙1「機器構成一覧」のとおり。
- (3) 納入期限 令和4年6月30日(木)

## 2 担当部署

郵便番号 781-8555

住 所 高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 事務局 業務課

電話番号 088-837-6735

## 3 入札に参加する者に必要な資格

この調達の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県が行う物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。

## 4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和4年5月24日(火)午後3時までに、2の場所まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は企業長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない(郵送による提出の場合は返送する。)場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があって、企業長から補正又は説明を求められた場合、令和4年5月24日(火)までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

- (1) 一般競争入札参加申請書

様式は別紙2「一般競争入札参加申請書」のとおり。

- (2) 補足資料

上記提出資料のほか、企業長が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

- (3) 一般競争入札参加申請書の提出方法

持参又は郵送による。電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法は認めない。

## 5 入札及び開札等

- (1) 入札及び開札の日時

令和4年5月26日(木)午前10時

- (2) 入札及び開札の場所

高知県高知市池2125番地1

高知県・高知市病院企業団立高知医療センター 2階会議室「やいろちょう」

- (3) 入札書の記載内容等(別紙3「入札書・委任状様式」参照。)

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代

表者の職氏名)及び押印(外国人の署名含む。以下同じ。)

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職氏名)並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印。なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

エ 入札金額

入札金額は、調達に係る全ての費用を含んだ金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

オ 入札件名

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。郵送、電報、ファクシミリ、電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

(5) その他入札に関する事項

別紙4「一般競争入札要領」による。

**6 入札保証金**

入札参加者は、高知県・高知市病院企業団契約規程(平成17年高知県・高知市病院企業団管理規程第3号)第2条において準用する高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、見積もる契約金額の100分の5以上の額を入札保証金として納付するものとする。ただし、入札参加者が規則第10条第2号の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付を免除する。

**7 契約保証金**

契約を締結する者は、規則第39条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付するものとする。ただし、契約を締結する者が規則第40条第6号の規定に該当する者(この公告の日から過去2年間に国(公社を含む。)又は地方公共団体との間において種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないおそれがないと認められる者をいう。9において同じ。)である場合は、当該契約保証金の納付を免除する。

**8 契約書の作成**

要

**9 契約条項**

別紙5「物品購入契約書(案の1)」のとおりとする。ただし、契約を締結する者が規則第40条第6号の規定に該当する者である場合は、「物品購入契約書(案の2)」によるものとする。

**10 その他**

入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。